

平成14年度厚生労働省税制改正要望（評価書）

制 度 名	中小企業退職金共済制度の改正に伴う税制上の所要の措置（一般の中小企業退職金共済制度の過去勤務通算月額について）			
要 望 の 内 容	<p>一般の中小企業退職金共済制度の過去勤務通算月額について、現行の5,000円～22,000円となっているが、このうち上限額を30,000円に引き上げ、下限額はこれまでどおり5,000円に据え置くこととする。</p> <table border="1" data-bbox="855 450 1490 562"> <tr> <td data-bbox="855 450 1023 562">減税見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1031 450 1490 562">35百万円</td> </tr> </table>		減税見込額 (平年度)	35百万円
減税見込額 (平年度)	35百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 中小企業退職金共済制度における退職金額の向上を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 一般の賃金水準の上昇、退職金水準の企業規模間格差の状況等にかんがみ、現在の掛金月額の最高額が30,000円とされていることに合わせて、現在、22,000円とされている過去勤務通算月額の最高額を引き上げることにより、中小企業退職金共済制度における退職金額の向上を図る必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の適正性（公平性・優先性等） 現在の掛金月額の最高額並びに平成11年度からの中小企業の範囲拡大による引継時及び平成14年度からの確定給付企業年金法の施行による適格退職年金契約からの中退制度への引継時の掛金月額の最高額を勘案して、過去勤務通算月額の最高額を30,000円とし、最低額については現在の最低掛金月額に合わせて5,000円とする。</p> <p>(4) 要望の効率性 過去勤務通算月額の上昇によって、事業主が新規に制度に加入する際に、それまで勤務を継続している従業員について、より高い過去勤務掛金額を選択することが可能となり、退職金額の向上に資することとなる。</p>			
政 策 の 達 成 目 標	一般の中退制度の退職金額の向上を図ること。			
当 該 要 望 項 目 以 外 の 支 援 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金の損金算入又は必要経費扱い ・ 退職所得控除 			
担 当 課 名	（担当課）労働基準局勤労者生活部勤労者生活課			